

各私立学校設置学校法人理事長 様
(幼・小・中・高・特・幼保)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 28 年度私立学校振興費（教育改革推進特別経費）補助金に係る事業計画について（照会）
このことについて、標記補助金額の算定のため、貴法人が設置する学校における事業実施状況について把握したいので、今年度の事業計画の有無等について、下記により回答願います。

記

1 補助対象区分

別紙「私立学校振興費（教育改革推進特別経費）補助金 補助対象区分」のとおり。

2 提出書類

- (1) 平成 28 年度教育改革推進特別経費に係る調査票
- (2) 上記(1)の調査票で指示する該当項目の関連資料
※ 調査票は設置する学校ごとに作成のこと。

3 提出期限

平成 29 年 1 月 13 日（金）【必着】

4 調査票及び提出方法

- (1) 提出書類の作成に当たっては、当課ホームページに掲載されている電子ファイルを活用のこと。
- (2) 提出に際しては、紙媒体だけではなく、下記のメールアドレスあて電子媒体でも送付のこと。

【送付先アドレス】 AH0007@pref.iwate.jp

5 留意事項

(1) 教育の質の向上を図る学校推進経費【対象：小・中・高・特】

- ① 各事業が原則として 1 月末までには終了する、かつ、補助上限額を上回る実施回数が確保される見込みの事業とすること。
- ② 調査票は、別表 1 の「1 教育の質の向上を図る学校支援経費」の区分に従い、該当項目について具体的な事業の実施内容等について記載すること。
- ③ 事業毎の補助対象経費は、補助単価を超えるものであること。

(2) 子育て支援推進経費【対象：幼稚園等】

- ① 上記 1 の「補助対象区分」に基づき、対象となる調書を作成のこと。
- ② 「預かり保育」に係る「預かり保育名簿」（様式 3-3、4-3、5-3）の作成対象月は以下のとおりとしているので注意のこと。

ア 預かり保育事業

- a 対象月：6 月及び 10 月
- b 対象日：該当月のいずれか 3 日分（提出する「預かり保育日誌」と同じ日とすること。）

イ 長期休業日預かり保育事業

- a 対象月：7 月及び 8 月
- b 対象日：該当月のいずれか 3 日分（提出する「預かり保育日誌」と同じ日とすること。）

ウ 休業日預かり保育事業

- a 対象月：6 月及び 10 月
- b 対象日：該当月のいずれか 3 日分（提出する「預かり保育日誌」と同じ日とすること。）

- ③ 預かり保育については、幼稚園の園則に定める園の活動時間は対象外であることから、調書の作成に当たっては、園則に定める保育開始前及び保育終了後の時間を記入しているか確認すること。
- ④ 預かり保育対象園児数の欄には、その日に預かり保育を行った園児の数を記入すること。朝と夕方と両方利用した場合でも、園児は1人として数えること。
- ⑤ 提出対象の各月の3日分の保育記録について、各園で作成している記録を提出すること。
なお、対象者を把握するための名簿は「預かり保育名簿」を必ず用いることとし、自園で作成している名簿がある場合でも、転記して作成すること。
- ⑥ 「預かり名簿」には、園児の数、一番早く登園した園児の時間、一番遅く降園した園児の時間は必ず記載すること。記載がない場合は、再提出を求めること。
- ⑦ 教員数の欄には、園児の預かり保育に常時従事した教員の数を記入すること。
なお、預かり保育に従事した教員は総数ではなく、常に預かり保育に従事した教員の数とすること。
- ⑧ 子育て支援活動については、原則として1月末までには補助対象活動がすべて実施されるようにすること。(例年インフルエンザ等で1月～3月の行事ができない幼稚園があり、補助金返還があるため。)
ただし、2月以降の子育て支援活動事業であっても予備日を設定し必ず年度内に実施する旨が確認できた場合は、当該2月以降の事業を補助対象とする場合があること。
- ⑨ 私学助成に残留した幼稚園であっても、市町村から「一時預かり事業(幼稚園型)」の委託を受ける場合には、「預かり保育推進事業」に係る補助金の交付を受けることはできないので、該当園にあってはその旨申し出のこと。
- ⑩ 幼稚園等が、市町村から「地域子育て支援拠点事業」の委託を受ける場合には、「幼稚園の子育て支援活動の推進」に係る補助金の交付を受けることはできないので、該当園にあってはその旨申し出のこと。

〔担当〕 私学振興担当 平澤

TEL : 019-629-5042

FAX : 019-629-5049

E-mail : AH0007@pref.iwate.jp